

福山市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第14項の規定により福山市長から通知があったので、同項の規定により公表します。

2021年（令和3年）3月25日

福山市監査委員	林	浩	二
福山市監査委員	山	下	清
福山市監査委員	法	木	昭一
福山市監査委員	榊	原	則男

2020年度（令和2年度）監査における指摘事項の措置通知

総務局 総務部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>給与課</p> <p>派遣職員給与費負担金について</p> <p>当該事務は、他団体への派遣職員又は他団体からの受入職員の給与費に係る負担金の収入又は支出を行うものである。負担金の請求又は支出は、派遣先又は派遣元である他団体との協定に基づいて執行されている。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>負担金の請求に当たっては、財政課への合議が行われていなかったため、福山市予算規則に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>指摘を受け、再度課内の文書を点検したところ、2020年度（令和2年度）分については、福山市予算規則に基づき、適切に合議されていることを確認した。</p> <p>併せて、課内で今回の指摘について共有し、文書の決裁権者、合議先について確認した。</p>

2020年度（令和2年度）監査における指摘事項の措置通知

経済環境局 経済部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>農林水産課</p> <p>食肉センターの指定管理について</p> <p>食肉センターは、民設民営への移行の検討期間として指定管理制度を導入しており、その主な利用者で構成される組合を指定管理者に指定し、利用料金による受益者負担を基本とした運営がなされている。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>① と畜場の衛生管理基準の実施に係る市への報告など、基本協定に定められる指定管理者が行うべき手続等が適正になされるよう指導されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>① と畜場の衛生管理基準の実施に係る市への報告などについては、基本協定書、同業務仕様書に基づいた適正な事務手続を行うよう、2021年（令和3年）2月19日付けで指導した。</p>

2020年度（令和2年度）監査における指摘事項の措置通知

保健福祉局 長寿社会応援部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>高齢者支援課</p> <p>内海生活支援ハウス使用料について</p> <p>当該事務は、内海生活支援ハウスの入居者の使用料を収入するものである。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>使用料の認定に当たっては、収入及び経費の一部に算入漏れ等が見られたため、福山市生活支援ハウス条例に基づき、適切に行われたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>内海生活支援ハウスの使用料について、算定の対象となる収入及び経費に漏れがないよう、福山市生活支援ハウス条例に基づいて改めて確認を行い、2020年（令和2年）12月4日付けで利用者負担額の変更を行った。変更により生じた差額については、2020年（令和2年）12月25日に該当者に還付した。</p> <p>また、今後の使用料認定事務を適切に行うため、「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）利用料認定事務処理要領」を2021年（令和3年）1月に作成した。</p>

2020年度（令和2年度）監査における指摘事項の措置通知

市民局 北部支所

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>芦田支所</p> <p>あしだ交流館使用料収入事務について</p> <p>当該事務は、福山市あしだ交流館条例（以下「交流館条例」という。）等に基づき、あしだ交流館を使用しようとする者に対し、使用の許可をし、使用料の徴収を行うものである。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>使用料の算定に当たっては、適用区分を誤った事例があったため、交流館条例に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>あしだ交流館使用料収入事務については、適用区分に応じた使用料で算定するよう、直ちに職場内で周知を行い、2021年（令和3年）1月18日以降、交流館条例に基づき、適正に処理している。</p>

2020年度（令和2年度）監査における指摘事項の措置通知

建設局 福山駅前再生推進部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>福山駅前再生推進室</p> <p>三之丸町地区優良建築物等整備事業費補助について</p> <p>当該補助は、2018年（平成30年）3月に策定された「福山駅前再生ビジョン」に沿って、福山駅前エリアの価値の向上に資する事業を対象として、「福山市優良建築物等整備事業補助金交付要綱」（以下「市交付要綱」という。）に基づき、民間事業者が施行する三之丸町地区優良建築物等整備事業（事業期間 2019年度（令和元年度）から 2023年度（令和5年度）まで）に対して実施されるものである。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>補助金の支出決定について、補助金額の確定通知の名宛人と、請求・受領人が異なる場合において、必要となる当該名宛人からの委任等が行われたことを証する確実な資料を徴されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>施行者三者のうち一者が代表して受領する旨の施行者間での合意書の写しの提出を受けていたが、改めて福山市長宛の申出書を 2021年（令和3年）3月11日に受領した。</p>